

平成 27 年 9 月 11 日
照会先
厚生労働省大臣官房厚生科学課
健康危機管理・災害対策室
(担当・内線) 室長 姫野 泰啓(3814)
災害対策調整係長 堀田 朋寛(2830)
(電話・代表) 03 (5253) 1111
(電話・直通) 03 (3595) 2172

本日、栃木県・茨城県・宮城県等の大雨に関する厚生労働省災害対策本部会議（第 2 回）を開催しました

栃木県・茨城県・宮城県等の大雨等による災害について、被害の甚大性を踏まえ、厚生労働省防災業務計画（平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号制定）に基づき、厚生労働省災害対策本部の第 2 回本部会議を、本日開催しました。

添付資料

- ・ 塩崎厚生労働大臣 指示事項（9 月 11 日 16：30）
- ・ 平成 27 年台風第 18 号（大雨特別警報関連）による大雨等に係る被害状況等について
(平成 27 年 9 月 11 日 14：30 現在)

塩崎厚生労働大臣 指示事項

(9月11日16:30)

1. 関係地方自治体等と連携し、最新の被害状況や住民ニーズを把握すること
2. 被災者の生命・健康の確保を最優先に、必要な医療の提供、飲料水の確保、保健衛生の維持に全力で取り組むこと
3. 避難生活の長期化に備え、生活物資や医薬品等の確保、避難所における健康管理などについて、必要な支援を行うこと
4. 災害復旧に向けて、関係府省や関係団体と連携し、災害ボランティアの受け入れが円滑に進むよう支援すること

厚生労働省
平成 27 年 9 月 11 日
14 時 30 分現在

平成 27 年台風第 18 号（大雨特別警報関連）による
大雨等に係る被害状況等について（第 9 報）

1 厚生労働省における対応状況（9/11 14:30 現在）

10 日 04:15 厚生労働省情報連絡室を設置
16:00 厚生労働省災害対策本部を設置
17:15 同本部第 1 回会合開催

2 救護活動関連の状況（9/11 14:30 現在）

栃木県	災害対策本部・医療本部を設置	(09/10 08:00)
	EMIS を災害モードに設定	(09/10 08:00)
	現在 DMAT 数 計 7 チーム	(<u>09/11 12:30</u>)
	・ 待機 7 チーム	
茨城県	EMIS を警戒モードに設定	(09/11 9:30)
	EMIS を警戒モードに設定	(09/10 07:20)
	EMIS を災害モードに設定	(09/10 10:00)
	現在 DMAT 数 計 13 チーム	(<u>09/11 12:30</u>)
千葉県	・ 活動中 11 チーム	
	・ 待機 2 チーム	
	千葉県・神奈川県・埼玉県・ <u>東京</u> へ DMAT 派遣要請	(09/11 05:00)
	現在 DMAT 数 計 <u>24</u> チーム	(<u>09/11 12:30</u>)
神奈川県	・ 活動中 <u>20</u> チーム	
	・ 待機 <u>4</u> チーム	
	現在 DMAT 数 計 <u>36</u> チーム	(<u>09/11 12:30</u>)
	・ 活動中 <u>30</u> チーム	
埼玉県	・ 待機 <u>6</u> チーム	
	現在 DMAT 数 計 <u>14</u> チーム	(<u>09/11 12:30</u>)
	・ 活動中 <u>11</u> チーム	

	・ 待機	3 チーム	
東京都	現在 DMAT 数	計 20 チーム	(09/11 12:30)
	・ 活動中	4 チーム	
	・ 待機	16 チーム	
福島県	EMIS を災害モードに設定		(09/11 05:00)
	現在 DMAT 数	計 3 チーム	(09/11 12:30)
	・ 待機	3 チーム	
宮城県	EMIS を災害モードに設定		(09/11 09:00)
	現在 DMAT 数	計 8 チーム	(09/11 12:30)
	・ 待機	8 チーム	
合計	現在 DMAT 数	計 125 チーム	(09/11 12:30)
	・ 活動中	76 チーム	
	・ 待機	49 チーム	

3 被災者の健康管理 (9/11 14:30 現在)

- ・ 9 月 10 日から、栃木県、茨城県、福島県及び山形県内の一部避難所において、保健師が避難者の健康支援を実施。
- ・ 9 月 10 日付で、「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、支援する関係者が留意する事項について情報提供。(※ 平成 23 年 6 月に発出した事務連絡を再周知)
- ・ 9 月 10 日から、茨城県にて茨城県薬剤師会が避難所における医薬品に対するニーズを確認。

4 施設の被害状況 (9/11 14:30 現在)

(1) 医療施設

宮城県	病院	1 箇所	(床上浸水〔診療に影響なし〕)
栃木県	病院	1 箇所	(床上浸水〔診療に影響なし〕)
	診療所	4 箇所	(床上浸水〔診療不可〕)
茨城県	病院	2 箇所	(床上浸水〔1 病院は入院継続困難→詳細確認中〕)
	診療所	1 箇所	(床下浸水〔診療に影響なし〕)
福島県	病院	2 箇所	(雨漏り〔診療に影響なし〕)
	診療所	1 箇所	(道路冠水〔診療に影響なし〕)

(2) 社会福祉施設

栃木県	7 箇所	(床上浸水、土砂流入)
-----	------	-------------

※ その他、障害者支援施設周辺の雨水処理の作業中に、男性職員 1 名が配水管に吸い込まれ意識不明の重体（その後死亡（9/11））

茨城県 11 箇所 （雨漏り、床上浸水等） ※人的被害なし

福島県 1 箇所 （雨漏り） ※人的被害なし

5 水道の被害状況（9/11 14:30 現在）

（1）断水状況

県、市町村名	最大 断水戸数	現在の 断水戸数	断水期間	被害状況
【栃木県】 塩谷町	310 戸	0 戸	09. 09 23:00 ～ <u>09. 11 5:00</u>	河川氾濫による水管橋 破損（復旧済み） 排水池水位低下（復旧 済み）
栃木市	2, 200 戸	2, 200 戸	09. 10 01:45 ～	配水ポンプ浸水による 停止
那須塩原市	940 戸	940 戸	09. 10 07:30 ～	原因調査中 （隣接した断水してい ない地域に臨時給水所 を設置し対応中）
小山市	7, 500 戸	7, 500 戸	09. 10 10:10 ～	浄水場の停止
日光市	<u>不明</u>	<u>不明</u>	<u>不明</u>	6 地区で断水の模様 <u>トンネル崩落による配 水管破損、その他原因 調査中</u>
【福島県】 南会津町	<u>491 戸</u>	285 戸	09. 10 04:30 ～	管路破損、河川高濁・ <u>取水口閉塞による浄水 処理停止等（一部復旧</u>

				済み)
<u>伊達市</u>	<u>150 戸</u>	<u>80 戸</u>	<u>9.11 06:00</u> <u>～</u>	<u>道路崩壊による配水管</u> <u>破損（順次復旧中）</u>
【茨城県】 常総市	約 12,000 戸	約 12,000 戸	09.10 18:10 ～	浄水場、配水場ポンプ の停止 <u>（鬼怒川東側世帯数を</u> <u>計上）</u>
【宮城県】 <u>仙台市</u>	<u>164 戸</u>	<u>164 戸</u>	<u>9.11 0:30</u> <u>～</u>	<u>橋梁添加管の流出</u> <u>※別ルートからの給水</u> <u>により数時間で復旧予</u> <u>定</u>
<u>栗原市</u>	<u>56 戸</u>	<u>56 戸</u>	<u>9.11 4:30</u> <u>～</u>	<u>橋梁添加管の破損、ポ</u> <u>ンプ停止、河川高濁、</u> <u>井戸に濁水流入</u>
<u>白石市</u>	<u>2,400 戸</u>	<u>2,400 戸</u>	<u>9.11 8:30</u> <u>～</u>	<u>水道施設の破損</u>
	計 約 <u>26,011 戸</u>	計 約 <u>25,625 戸</u>		断水戸数に常総市の推 定値を含む

(2) 応急給水（断水地域で応急給水実施、日本水道協会の支援）

- ・ 栃木県 栃木市で応急給水実施（給水車 3 台、佐野市等の支援）
那須塩原市で応急給水実施（近隣の断水していないエリアに臨時給水所
を設置、給水車 2 台、給水タンク 3 基、支援あり）
小山市で応急給水実施（給水車等計 8 台、給水所 4 箇所を設置、足利市
等の支援）
日光市で応急給水実施（給水車 4 台）
- ・ 福島県 南会津町で応急給水実施（給水車 3 台、郡山市等の支援）
- ・ 茨城県 常総市で応急給水実施（給水車 6 台、水戸市等の支援）
※避難所等の給水状況の詳細を把握中、必要に応じて増援予定
- ・ 宮城県 仙台市で応急給水実施（給水車 1 台）
栗原市で応急給水実施（給水車）

白石市で応急給水実施（給水所設置）

(3) その他

「平成 27 年台風第 18 号等に係る政府調査団」に水道課から 1 名派遣

6 通知等の発出状況（9/11 14:30 現在）

(1) 医療保険関係

○ 9 月 10 日付で、各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知

※ 平成 25 年 5 月に発出した事務連絡を再周知。

○ 9 月 10 日付で、被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

(2) 雇用保険関係

○ 特例的な失業給付の支給

9 月 9 日の古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、結城郡八千代町、猿島郡境町の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施。

(3) 被災した要援護障害者等への対応について

9 月 10 日の茨城県管内市町村の災害救助法の適用を受け、茨城県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。

以 上